

F A X メ ッ セ ー ジ

宛 所属1：弁護士
 所属2：
 先 氏 名：朴 元淳 先生 様

Etsuro Totsuka: Tel. (82 344) 967 7318
 発 Fax. / Tel. (82 344) 967 3778
 信 605-1701, Puyong Apt., 936, Hwajong-
 元 Dong, Deokyang-Ku, Koyang-Shi,
 Kyonggi-Do, ROK (South Korea) 412-270

本票を含めて (8) 枚

これからメッセージをおくります。

拝啓 先生ますますご清栄の段お喜び申し上げます。

下記書類をご送付申し上げますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記 -

1. 法学セミナー原稿(9月号) 7枚(8月10日頃出版予定)

追伸

お元気でご活躍と存じます。さて、法学セミナー9月号の原稿をご送付申し上げますので、ご参照下さい。日本の市民団体は、土屋公献前日弁連会長先生を代表に、これまでより大きな立法運動を起こそうと準備中です。市民団体の間の意見調整が進んでいます。代表の韓国訪問計画の計画がどうなったか、問い合わせ中です。立法の提案を国連にも提出する計画で、準備中ですが、私の都合で日本行きをキャンセルしたため、少し動きが分からなくなっています。日弁連やアムネスティの動きも力になりましょう。しかし、何としても決定的なのは、韓国政府の要求であろうと思います。何はともあれ、とりあえず、ご参考まで。

現在、国連人権小委員会に参加しようと思ひ計画中ですが、私一人ではどうにもなりませんので、韓国、日本のNGOが積極的に参加することを期待しています。それが実現することに努力中です。WCCの支援がなくなり、大変心配しています。

〔法学セミナー・日本が知らない戦争責任〕（97年9月号原稿）ー日本軍性奴隷問題で悪化する国際関係ー進む立法解決運動と法的責任論の研究

（はじめに）「風圧の中、細々支給、『アジア女性基金』発足2周年、実績、韓・比で25人」（97年7月19日付読売新聞）と、民間基金による日本軍性奴隷問題の被害者全体との和解は、入口も見えていない。国民基金の設置、実施のプロセスに問題があったのではない。立法解決の市民討議が進行中である他、法的責任論議も顕著に進んだ。

第1部 国民基金2周年とプロセスの問題

（国民基金に対する内外の批判的評価）

アムネスティ・インターナショナル97年版年次報告書（資料、6月18日公表）は、クマラスワミ勧告、日本政府の民間基金政策の維持・支払開始を対比し、大部分の被害者が基金の支払を拒絶し、国家補償要求を続けていることを報告した。同報告書の国際的信用と普及度はずば抜けて高い。通常は、死刑、拷問、政治的拘禁など現在の重大人権侵害を報告する方針にもかかわらず、日本軍性奴隷問題は2年続きで年次報告書でとりあげられた。組織的強姦、性奴隷は拷問だからではあるが、第2次大戦中の被害の報告は異例だ。民間基金政策は国際関心事として定着した。

日本弁護士連合会（鬼道明夫会長）は、7月3日日本政府（橋本龍太郎首相）に対し勧告書を提出し、「女性のためのアジア平和国民基金の活動が、台湾においては従軍慰安婦、政府当局、国民党、民進党、新党等の支持を受けられない状況」にあることから、「日本政府は、台湾において基金による解決の見通しが困難になっていることを十分に認識し、早急に新たな立法解決に取り組むべきである」と勧告した。日弁連は、95年1月、「『従軍慰安婦問題』に関する提言」を日本政府に提出し、国家個人補償立法などを求めたが、これまで国民基金の評価について見解を表明したことはなかった。国民基金一辺倒の現政策を見直し、国家による真相究明と個人補償など立法解決への転換を強く促すもので、政府・国会ばかりか被害者側・市民運動の動向にも重要な影響を与えるだろう。

勧告は、台湾の日本軍性奴隷被害者を代弁する財団法人台北市婦女救済社会福祉事業会の申立に基づく。人権委員会が人権侵犯救済申立事件として1年半にわたり調査し、理事会全員一致で勧告書原案を承認した。勧告書は、以下の勧告理由をあげる。

①「従軍慰安婦問題の本質は、単なる道義的償いですまされる問題ではなく、戦時における女性に対する性的行為の強制であり、個人としての人間の尊厳を侵害する問題で、国際人道法等に違反する。国連でも被害者に対する賠償が行われていないことなどが問題にされるに至っている」

②日本政府は、責任の所在を明かにし、徹底的真相究明、謝罪、被害者個人賠償、歴史教育を行わなければならない。「この点に反する」基金の活動は「関係者の信頼を失っている」

③「台湾についての戦後補償問題は条約でも未解決であるが、元日本兵についての補償問題は日本の国内法により解決を見た戦後補償例があり、従軍慰安婦問題についても法的解

決は可能である」

④「日本が国際社会で名誉ある地位を占めるため」に必要。

勸告が根拠とした日弁連調査報告書は、中日台北経済文化代表処が、国民基金の担当者は「台湾内でなりふり構わず慰安婦らと接触を試み、説得しようとしているが、このようなことは被害者女性を騙すようなものであり、いたずらに混乱を生じさせているだけであると評価されている」と述べたと報告している。さらに同報告書は、日台関係の特殊性の認識の重要性、台湾人の戦後補償問題の解決例である台湾人元日本兵に対する補償問題と立法の先例（法的責任を認めたものではない）、日本政府の対応の問題点、戦時性的強制被害者問題調査会設置法案が96年6月に参議院に提案されたこと（廃案になった）や「慰安婦」問題の立法解決を求める会が同年12月発足したこと、クマラスワミ報告書など国連・ILOなどによる諸勸告など国外の動向、日弁連の対応などに触れている。

（国民基金関係者の韓国側批判の手紙の問題）

和田春樹（国民基金呼びかけ人）・高崎宗司（同審議委員長）両教授連名の「韓国の友人への手紙」が日韓間で問題になっている（共同通信6月20日配信「受け取り7人に深い心の傷、批判浴びて韓国元慰安婦」とする記事など）。手紙は、韓国内の被害者側の分断と相克に関わる。手紙は、国民基金に対抗して「慰安婦」支援の募金活動をしていた韓国の「日本軍慰安婦問題の正しい解決のための市民連帯」（挺対協などが結成）が、今年1月に国民基金からの支払を受け取った7名の元「慰安婦」を支給対象からはずすことを決めたことを批判し、7名を差別せず募金を支給するよう求めている。手紙が被害者側の分断・相克を癒すことなく、傷をさらに深め、日韓の関係をさらに遠くする方向に機能する可能性があることを憂慮している。

市民連帯による支払が7名に対してなされないことになったのは、基金の支払強行によって被害者側が分断された結果である。全体の被害者との和解を求めずに、一部被害者だけに支払を強行したことが混乱を招いた原因である。被害者側が分断されれば、韓国内の運動に分断、軋轢、混乱が起こるのは当然予想された。それは、筆者も警告した。それが十分予測できる状況で支払を強行し、果たして被害者側が分断され、相克が起きた。だから、その結果には基金側が責任を取る筋ではないだろうか。手紙が「善意」に基づく「友人」への意見であっても、「韓国側運動への攻撃」「被害国側を屈伏させようと論争をエスカレートしている」と受け取られないか。攻撃すれば、争いはなお先鋭になる。少なくとも加害者・謝罪者側が被害者側に和解を求める適切な行為とは理解されないだろう。

（国民基金とプロセスの問題）

基金関係者は、被害者への「善意」を強調してきた。しかし、それは、国民基金に同意する一部個人被害者に向けられたもので、被害者側全体との和解を実現するものではなかったことが問題であると指摘してきた。今回は、なぜ「善意」が関係を悪化させる結果となったのか、さらに考察を深めてみたい。結論からいうと、国民基金の設立・実施のプロセスに問題があったのではないかと思う。日本軍性奴隷問題の解決に至る過程で、国民基金推

進者が直面した3つの大きな困難がある。筆者も同じ困難にぶつかっているので、よく理解できる。基金推進者は、「困難だ」とそれらへの対応を省略した。今でも「困難」だけを強調しがちだ。「いそがばまわれ」と言う。困難の一つ一つに誠実に対応していれば、この問題はすでに解決していた可能性さえある。

①立法解決の可能性の検討努力を省いた問題

基金推進論者は、「民間基金しか迅速な解決はない」「百万遍唱えても立法による解決は不可能」「立法には何十年もかかる」「法案を提案する議員が一人もいない」と主張して、日弁連が求めた立法解決に消極だった。今も「立法は困難」と言う。政府が提案しなくても、議員立法による方法がある。だが、基金推進者で議員立法要求を百万遍唱えた者はなかった。議員立法の具体的方法に精通している人もほとんどいず、政府に惑わされたのではないか。一部が実際議員立法の検討を試みたことは否定しない。その場合も両議院の法制局の協力が得られないと、「法技術的に不可能」と即断して、簡単にあきらめてしまったのではないか。時間をかけて十分協議すれば、法制局の協力は得られたはずだ。

②被害者側の同意を得る努力を省いた問題

どのような紛争でも被害当事者の事前同意なしに、一方的に和解案を公表してしまっただけは和解実現は困難だ。了解なしに和解案を公表すれば、かえって紛糾する。弁護士が関与する場合は、通常事件でも公表前に依頼被害者に十分説明し、同意を得た上で和解交渉に入るのが職業的常識である。ましてや、前例のない国際的大事件では被害者側の同意を得る過程に特に大きな困難がある。国民基金推進者の多くも被害者側に立ってその利益を代弁していたのだから、基金案公表前にそのような配慮・努力をすることが必要だった。村山構想はなぜあのような性急さで公表されたのか。関係者は、なぜ公表前に被害者側に十分提案を説明し、同意を得る努力をしなかったのか。当時すでに、被害者側は民間基金提案に違和感・疑惑をもっていた。だから、なお慎重に事前説明と同意の原則を守るべきだった。しかし、筆者の知る限り、被害者側に十分事前説明も、同意を得る努力もなされなかった。その後の自社さ・与党3党の協議の間にも、被害者側から村山構想への反対が強く示されていた。国際法律家委員会の反対意見は、公表前に政府にも（後に与党3党にも）伝えられていた。だから、転換のチャンスはあった。だが、この間も舞台裏で被害者側に接触することなく一方的かつ強引に決定がなされ、決定後は、ただそれを押しつけるだけだった。基金設立後も被害者側の反対を無視し、各地で支払強行がなされた。そのため、和解どころか紛争を悪化させてしまった。

③政治的困難（民主主義的プロセス）の克服努力を省いたことの問題

どんなに合理的提案でも、日本で実現されなければならない。日本国内の政治的困難を克服しなければならないのだ。日本の市民社会と代議制の両者の民主主義の問題だ。日本国内でも、被害者側を支援する多数の市民団体が活動している。仮に国民基金について被害者側の同意が得られたとしても、国民基金支持者は、国内の市民団体にも、広く構想を説明し、協議すべきだった。それが、民主主義的社会の最低限の基本的ルールであろう。

しかし、そのような努力はほとんどなされないまま、政府と与党3党だけの決定が権力的になされた。基金支持者は社会党出身首相という権力側に近かったので、この点を最重視した。社会党も国家補償原則より与党3党連立維持を重視した結果、国家補償を否定する自民党を含む与党3党が合意できる最大公約数から出発せざるを得なかった。そのため国家が明確な責任を取る象徴的行為としての国家の支払行為を欠く村山構想しか打ち出せなかった。市民団体間のコンセンサスを得るプロセスも省略し、与党3党内の見直し要求も無視した。反対の嵐の中で一方的に国民基金が設立され、支払が強行された。

要するに、法技術的可能性の検討も不十分のままに、被害者側への事前説明と同意を求める手続も、日本国内の民主的プロセスも市民への説明もぬきに、権力的・一方的に強行されたのが国民基金展開のプロセスであった。このようなプロセスには手続的に重大な瑕疵がある。国民基金が今日被害者側全体に受け入れられていない1つの原因である。その点の反省に基づく再出発が、全体の和解への糸口を探るために不可欠であろう。まず、支払強行を中止し、その上で、第1、第2、第3のプロセスをやりなおすことが必要である。

第2部 被害者側全体との和解の糸口

筆者は、国民基金推進者とは逆に、これらの「困難」を「不可能」と決めつけず、被害者側全体との和解の糸口をつかむために、困難を一つ一つ克服する道を選んだ。その概要は、その都度立法解決への道として本誌などで報告した。幸いこの2年間で、上記第1及び第2の困難は克服できた。6月それを国連現代奴隷制部会で報告した(本誌97年8月号、連載43)。第1の法技術的困難については、本連載42(本誌97年7月号)で概略を報告したとおり、ICJが勧告する暫定的措置(及び真相究明)であれば、立法によって国家による被害者への支払を実現できることが分かった。第2の被害者側全体の同意を得る困難の克服は、容易ではなかった。暫定措置立法案が国家の法的責任に決着をつけないためだ。しかし、長期間の忍耐を要する非公開討議の後これも克服された(本誌97年6月号、連載41など)。法的責任問題については、暫定的立法実現の後も継続的に追求することとし、2段階解決方式で合意したのである。

そのうえで、今第3の民主主義的プロセスが進行中である。市民団体にこの提案が開示されたのは、被害者側が全体として、このような立法による解決案に同意が得られた直後(97年5月)のことだから、日本国内の民主主義的プロセスはまだ入口である。この提案そのものは、多くの市民団体に討議が進行中であるから、ここで公開する時期ではないであろう。ただし、この解決提案、ことに暫定措置立法の提案に対して、一部市民から疑問として出されている問題については、簡略に答えておこう。

①「日本の市民団体にもっと早く提案を提示すべきだった」という手続的異論がある。

[前記したように、解決案の法術的な可能性が確認できたら、まず被害者側との協議がなされるべきである。この過程は関係市民団体にも公開困難である。被害者側が全体として同意できることが確認された直後の5月27日に提案は市民団体に開示された。]

②「提案では責任があいまい。責任問題が金の問題にすり替わるのではないか」との疑問

もある。

〔この暫定措置立法の提案では、国家の責任があるかないかは決めない。人道的精神に従って、被害者が生存中早期に国家が暫定的補償を支払うことになる。民間基金が支払うのではなく、国家が被害者個人に対して支払うことが明確になっており、国民基金による支払と違う。だからこそ、被害者側にも受け容れ可能なのである。この段階で国家責任の明確化がされないのは、司法手続が未決着だからだ。法的責任問題をあいまいにしないために、別途追求し続けることが必要であるが、時間がかかる（例えば、最高裁判所の判決を得るまでの年月は短くない）。多数被害者生存中に実現する可能性は不確実である。〕

③「ＩＣＪのいう暫定措置は、仲裁裁判又は行政的審査会があり、その結果が出るまでという前提があるはず。提案にはその前提がない」との意見もある。

〔仲裁裁判なら１年で結論が出るであろう。ＩＣＪ勧告の行政的審査会の設置があれば６ヵ月で結論が出ることになる。（ＩＣＪは時効を不適用とする立法、完全なりハビリテーションの実行も求めている）いずれでも日本政府が応じて、何らかの方法で、法的責任に基づく措置が現実に進捗するのなら暫定措置の必要は小さい。これらの勧告に日本政府が全く応じないで、いずれも実現困難な場合でもＩＣＪの要求は継続しているのである。理論的には将来政策変更がありうるので、上記の「過程が進行中」と考えられる。現在の状態がまさにそれである。いずれの措置の実現もすぐには困難に思われる現在、暫定措置の必要性が最も高くなっている。ＩＣＪは暫定措置立法提案に、好意的である。〕

④「政府から暫定措置が支払われれば「慰安婦」運動が力を失う」と言う反論がある。

〔他に法技術的に可能で、かつ被害者側が受け容れ可能な解決提案があれば、代替案を示すべきではないか。それと比較検討すればよいが、その提示がない。被害者側が全体として受け容れ可能な提案があるのに、それを推進しないで高齢な被害者に運動を継続せざるを得ない状況を強いることは、筆者は避けたい。法技術的に実現可能で、被害者側が受諾可能な最低線を実現する案を持っているなら、それを推進する責任がある。「日本の運動」の持続のために提案を避けるなら、それは「被害者不在」の「運動のための運動」になろう。〕

日本の市民団体がコンサスを形成できれば、政治的困難の第１関門は克服される。全国的運動を組んでこれまでとは質的に違った市民と議員が協力する新しい立法運動を展開できる。市民は、政党、国会、政府にその実現を求める憲法上の権利がある。国会議員に対する立法要請行動は、政治的困難の第２段階である。その克服は容易ではないが、不可能ではない。法案の国会提案、審議、継続審議、成立をめざし、粘り強い運動の継続が必要だ。教科書問題を見ても、これが容易でないことは分かる。しかし、「不可能」とされた他の困難は克服できたのだから、もう「不可能」と言うのをやめようではないか。国民基金と日本政府の協力を求めたい。協力があれば、立法成功の可能性はずっと高まろう。

（提案は、暫定措置の中間的解決）

暫定措置立法は、老齢な被害者に日本が国家として対応すべき中間的解決である。国家

から暫定措置補償の支払がされれば、国民基金への被害者の反対姿勢も全面転換する可能性が高い。国民基金との厳しい対立・相克もやんで、高齢な被害者には、もう少しゆったりと老後を過ごしてもらえらるだろう。しかし、立法ができた場合でも、日本の市民運動がなすべきことは多い。立法は新たな活発な運動の始まりに過ぎないのである。

第1に、真相究明に全力を上げなければならない。「真相」についてコンセンサスがない現状では、市民、研究者、法律家などがしっかり取り組まなければ、事実がねじ曲げられる恐れがある。戦前の歴史観を真実とされることがないようにする努力が必要だ。そのためには、政府、調査会任せにはできないだろう。真相究明の推進、監視、情報提供等々が必要だ。運動の内容的転換が必要だが、取り組むべきことは多い。国会や調査会が無理なく被害者の証言を深く聞く必要はあるが、被害者だけに寄りかかる運動は卒業すべきだ。高齢の被害者には限界がある。ゆったりと休んでもらえる状況がほしい。被害者中心の運動から、日本の市民主体の運動に切り替えるべき時期が到来したのではないだろうか。

第2に、法的責任の究明が継続されなければならない。

幸いなことに、最近国家の法的責任問題の解明が顕著に前進してきた。

①カルスホーベン鑑定意見

人道法適用に関する常設国際事実調査委員会の委員長であり国際人道法の世界的権威であるフリッツ・カルスホーベン教授（オランダ・ライデン大学で国際法を教えた。横田雄一弁護士著「現代のグロチウス フリッツ・カルスホーベン」と題する未出版の小冊子）が6月23日オランダの捕虜・民間人抑留者の補償請求裁判（東京地裁に係属中）で、27日にはフィリピン人元「慰安婦」補償請求裁判（同前）で、それぞれ鑑定人として証言した。同教授の鑑定意見は、ハーグ陸戦条約3条（日本政府は、「前記規則ノ条項に違反シタル交戦当事者は損害アリタルトキハ之カ賠償ノ責ヲ負ウヘキモノトス」とする同条は個人請求権を保障していないと主張）が個人請求権を保障したものであるとした。国際法に基づく法的責任の解明が顕著に前進した。同鑑定書の出版を希望する。

同鑑定は、戦場となった地域におけるハーグ陸戦条約3条の違反の主張を格段に強化し、「裁判の行方には、新たな展開も期待できるようになった」（阿部浩己「市民のための国際法へ」法学セミナー97年8月号55～58頁）。ところが、当時日本の植民地であった朝鮮や台湾は、日本領で戦場ではなく、被害者は日本人だったから（1910年韓国併合条約の効力問題で左右されるが）、ハーグ陸戦条約など戦争の法である国際人道法の適用がない。朝鮮人及び台湾人慰安婦の場合には国際法の他の法源を検討しなければならない。幸いこれらの場合にも最近国連とILOで法的責任の解明が進んできた。

ところが、筆者とは逆に法的責任問題で自信を失いつつある論者もあることに憂慮している。論者は、最近の論文（中嶋滋「女性のためのアジア平和国民基金の活動（経道と問題点）」自治労通信97年4月号24～29頁）で、「神奈川大学の阿部教授は『当時1940年代に被害者に国際法上の請求権が生じたとの点は論証出来ておらず、その点でクマラスワミ報告も論拠に疑問がある』という見解を示している。国家賠償が当然に成り立

つということが国際法上確定しているとは言い難い状況にある」と述べている。

この点について、阿部氏に直接尋ねたが、①国の国際法違反は明らかであり、日本政府に国家責任があると考えていること、②国際法上の個人請求権については、さらに論証するための研究が必要ということを行ったままであって、個人請求権がないと言ったのではないこと、③カルスホーベン鑑定意見及びILO専門家委員会の強制労働条約違反と具体的条文(14条、15条など)の指摘は重要であり、国内法のレベルでも個人請求権の存在について急速に論証が進展してきていると認識しており、国内裁判所が個人の請求権を保障した国際法の法源を肯定的に直接適用出来るという観点で積極的に検討されるべきであること、④憲法98条2項(国際法遵守義務)に基づき、国際法上個人請求権を行使する手続が存在するか否かにかかわらず、裁判所は積極的に国際法を直接適用すべきこと、⑤国際法上の権利義務が民法上の除斥期間の規定により消滅するとの裁判所の解釈は、法律に対する国際法優位の原則に反し、誤りであることなどの点で筆者と一致した。

前記論文の論者は、阿部氏の見解の一部のみに(その趣旨を誤解して)過剰反応した嫌いがある。最近の発展、ことに2年続きのILO専門家委員会報告、カルスホーベン鑑定意見などを検討し、自信を取り戻してほしい。論者の所属する自治労は国民基金に積極的に参加したが、基金は道義的責任に関わる民間事業で、国家責任問題とは直接関係がない。それは、基金自身が主張してきたことだ。だから、国民基金関係者も、国家責任の追求はできる。現に自治労の方針は、国家責任の承認と国家補償立法の実現であると聞いている。現在の市民団体のほとんどが消滅ないし活動を停止しても、自治労は組織として今後何十年も存続を続けるであろう。組織として国家責任の追求を継続してほしい。

(資料) アムネスティ・インターナショナル1997年版報告書

日本(前略=日本の政治等一般状況に関する部分)

[96年] 2月国連対女性暴力特別報告者は、第2次大戦中日本軍によって売春を強制された女性、いわゆる「慰安婦」に対する[日本]政府の責任に関する報告書を公表した。約20万名、うち大部分は東アジアと東南アジアからの女性が戦時の性奴隷を強いられた。特別報告者の報告書は、日本政府に対して、これら女性に対する人権侵害につきその道義的及び法的責任を承認し、謝罪し、補償を支払い、かつ女性の募集及び虐待に責任ある者を裁くことを求めた。政府は、特別報告者の報告書を強く批判し、補償を支払うために政府資金を使わないとの95年の決定を維持した。政府の唱道で95年設置された民間基金(アムネスティ・インターナショナル96年版報告書参照)は、8月数名の女性に対する支払を開始した。大部分の女性達は、支払を受けることを拒絶し、政府の道義的及び法的責任の承認拒絶を批判し続けている。(後略)